

改正の概要

1 主な改正の理由

- (1) 受講手当について、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額のあり方を見直しされることとなったため

2 主な改正の内容

- (1) 第6条にただし書きを追加
「ただし、40日分を限度とする。」
- (2) 様式の改正

3 施行期日

平成24年4月1日